

〔事案 25-191〕 遡及解約取消請求

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の申込みに際し、医師の診査の再診が受けられないことを伝えたところ、再診を受けるか転換前契約を解約するかしかなと言われて解約したが、実際は、転換前契約を継続する方法が可能であったことを理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 6 月、契約①（利率変動型積立保険）から契約②（終身保険）への転換を申し込み、医師の診査を受けたが、募集人から再診を要請された。多忙のため再診には行けそうもないことを伝えたところ、再診を受けるか契約①を解約するかしかなと回答され、やむを得ず解約した。しかし、実際は契約①を継続することも可能であったことから、募集人からこのことが説明されていれば解約しなかったので、契約①を戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換申込みの取消しの際、募集人は再診か解約か選択を委ねる趣旨で申立人へ確認している。また、申立人からも保険料支払や契約継続に関する申出や質問がなかった。
- (2) 申立人は当社の元募集人であり、未払いの保険料を払い込むことで契約①（転換前契約）の継続が可能であることを知っていたと考えられる。
- (3) 平成 24 年 7 月、申立人が解約請求書へ自署・押印し、募集人が受け付け、解約返戻金も申立人へ支払済みである。
- (4) よって、申立人が解約しか選択肢がないという錯誤に陥っていたとは考えられず、仮に錯誤に陥っていたとしても、自身の経済状況の悪化を理由に解約を選択したものであり、それは錯誤に起因するものではなく、錯誤無効の主張は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、転換の申込みにあたって、実際は契約①を継続することができたにもかかわらず、再診に行くか解約するか二者択一しかないと誤解して、契約①を解約したことを理由に、要素の錯誤（民法 95 条）により解約の無効を求めているものと判断する。

2. 当審査会の判断

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1) 本件の争点は、契約①の解約手続における要素の錯誤の有無であり、解約請求書が提出された経緯、特に申立人に対して募集人がどのような説明をしたかが重要である。しかしながら、事情聴取によっても、募集人が申立人に、二者択一しかのような発言をしたとまでは認められず、契約①が継続できないとの申立人の誤解（錯誤）は動機の錯誤に留まると考えられる。動機の錯誤は、その動機が募集人に対して表示されていなければ

ば要素の錯誤とならないが(判例)、本解約手続にあたり動機が表示されたとは認められない。

(2) 申立人は通算して10年以上も相手方保険会社に勤務し、支部の所長まで勤めた経歴を有している。契約転換が成立しない限り、従来契約が継続することはごく常識的な理解といえるが、一般人に比べてはるかに生命保険に関する知識を有していたものと考えられる申立人が、再診を受けず、転換契約の申込みを保険会社が承諾しない場合に、従前の契約①が継続することを知らなかったとは考えられない。

(3) また、解約は営業上のメリットがあるものではなく、募集人側から積極的に言及する事柄ではないため、募集人側から解約に言及することは考えがたく、解約請求書の提出経緯に関しては、募集人の主張のほうが自然なように考えられる。

【参考】

民法95条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。